

連合北海道労働相談センター／連合北海道札幌地区連合会
札幌圏雇用センサス 2026年9月の相談状況

1. 2026年9月の相談状況

(1) 相談件数について

〔相談者数の推移 対前月比及び前年同月比〕

年月	項目	相談者 (人)	相談件数 (件)	一人当たり相談件数 (件)
2026年 9月		82人	132件	1.61件
2026年 8月		73人	138件	1.89件
2025年 9月		56人	80件	1.43件

① 相談人数の年齢分布 (資料-6)

10代	20代	30代	40代	50代	60代以降	不明
2人	22人	16人	21人	11人	5人	5人

② 相談経路 (資料-6)

インターネット	紹介	広告	電話帳	チラシ	他
76人	6人	—	—	—	—

資料-1 「2026年 雇用形態別 相談者数 月別集計」

資料-2 「2026年9月 相談件数 (雇用形態別)」

資料-3 「2026年9月 相談者数 (雇用形態・男女、業種別)」

資料-6 「相談動向グラフ」

相談者数は82人、相談件数は132件、一人当たり相談件数は1.61件となっています。前月対比では、+9人・-6件ですが高水準を維持しています。前年同月対比では、相談者数+26人、件数+52件と大幅に増加しております。

相談者の年齢分布では、すべての年代からきており、相談経路を見ていくとインターネットが76人で全体の93%を占めています。

(2) 雇用形態別 相談者数・相談件数・一人当たりの相談件数

〔雇用形態別 相談者数(人)〕

	正社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他	合計
男	29	6	2	1			2	5	45
女	12	3	6	9			1	6	37
計	41	9	8	10			3	11	82

〔雇用形態別 相談件数(件)〕

	正社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他	合計
男	44	8	2	4			3	9	70
女	22	4	10	16			1	9	62
計	66	12	12	20			4	18	132

資料-2 「2026年9月 相談件数 (雇用形態別)」

資料-3 「2026年9月 相談者数 (雇用形態・男女、業種別)」

相談者 82 人のうち男性は 45 人、女性は 37 人です。雇用形態では正規職員数は 41 人で、非正規職員数は 41 人と同数であり、性別では男性が多い傾向にあります。

(3) 業種別・雇用形態別 相談者数について

〔業種別及び雇用形態の相談者の分布〕

業種 \ 雇用形態	正社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他	人数	件数	一人/ 件数
A 農林水産業	2	1		1					4	4	1.00
B 鉱業・採石業											
C 建設・設計・重機業	4	1							5	6	1.20
D 食品製造業								3	3	6	2.00
E その他製造業				1			1		2	2	1.00
F エネルギー・水道業	1	1							2	2	1.00
G 通信・報道・IT 業	2	1							3	6	2.00
H 交通業											
I 陸運・倉庫業	2								2	4	2.00
J 卸・小売・飲食業	5		1	5					11	22	2.00
K 商品斡旋・リース業											
L 金融・保険業											
M 不動産業											
N 医療・保健・医療品業	3			1					4	7	1.75
O 社会福祉・介護業	7	1	2					2	12	22	1.83
P ビル管理・警備業											
Q 労働者派遣業											
R 教育・学習支援業	1								1	1	1.00
S 会計・行政・法律事務所											
T 宿泊・娯楽業	3	2	1					1	7	13	1.86
U 複合サービス業											
V その他サービス業	8	1	3	1			1		14	23	1.64
W 廃棄物処理業											
X 公務・公共サービス	1	1							2	3	1.50
Y 分類不能・その他	1	1	1	1			1	5	10	11	1.10
合 計	41	9	8	10			3	11	82	132	1.61

資料－3 「2026年9月 相談者数（雇用形態別・男女・業種別）」

資料－4 「2026年 業種別 相談者数 月別集計」

資料－5 「2026年9月 相談件数（業種別）」

業種別相談者数及び相談件数は、全体的に広い業種からの相談がありましたが、特に「卸・小売・飲食業」「社会福祉・介護業」「その他サービス業」が多い傾向にあります。

(4) 相談内容について

〔相談項目と雇用形態別相談件数の分布〕

	正社員		契約		パート		アルバイト		嘱託		季節		派遣		不明		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
組合	1																1	
契約	2		2	2			1	1					1		2	1	8	4
賃金	4	2	2				1	4					2		2	3	11	9
時間	3	5		1	1	1	1	4							1		6	11
雇用	3	4				1		1								3	3	9
退職	4	1			1	4	1	2									6	7
保険	1							1							3		4	1
安全	4	3	1			1											5	4
差別	12	6	1	1		2		3							1	1	19	13
その他	5	1	2			1								1		1	7	4
合計	44	22	8	4	2	10	4	16					3	1	9	9	70	62

資料－２「２０２６年９月 相談件数（雇用形態別）」

寄せられた相談内容を見てみると

「差別等」	32件（嫌がらせ・パワハラ31件、その他差別1件）
「賃金関係」	20件（月例賃金未払8件、その他6件、不払残業5件、最低賃金1件）
「労働時間関係」	17件（年次有給休暇8件、休日・休憩4件、その他3件、週40時間・長時間労働2件）
「退職関係」	13件（退職金・退職手続13件）
「労働契約関係」	12件（就業規則・雇用契約5件、その他5件、雇用形態1件、配転・出向・転籍1件）
「雇用関係」	12件（解雇・退職強要・契約打切7件、その他3件、合理化・倒産・閉鎖問題2件）
「その他」	11件（その他9件、経営問題・労務管理2件）
「労働安全衛生」	9件（安全衛生6件、その他2件、労働災害1件）
「保険・税」	5件（健保・年金4件、その他1件）
「組合関係」	1件（結成・運営・加盟1件）

相談件数合計 132件

相談内容は、組合関係を除く項目すべてで相談がありました。相変わらず「差別等」の「嫌がらせ・パワハラ」が非常に高い数字を示しており、それが原因で退職を希望するが辞めさせて貰えず相談してくるケースが多く見られます。また、退職時に人手不足が原因で有給休暇の取得を拒否されるという相談も多く寄せられています。この状態は数カ月続いています。

(5) 相談における違法状況について

〔項目別違法件数の分布〕

項 目	違法件数	違法率	全相談件数
賃 金 関 係	16件	80.0%	20件
労働時間関係	7件	41.1%	17件
雇 用 関 係	5件	41.6%	12件
労働契約関係	4件	33.3%	12件
労働安全衛生	2件	22.2%	9件
差 別 等	1件	3.1%	32件
保 険 ・ 税	1件	20.0%	5件
退職 関 係	1件	7.6%	13件
そ の 他	0件	0.0%	11件
労働組合関係	0件	0.0%	1件
総 数	37件	28.0%	132件

資料－2 「2026年9月 相談件数（雇用形態別）」

資料－7 「2026年9月 違法相談件数（業種別）」

資料－8 「2026年9月 違法件数（相談項目・雇用形態別）」

資料－9 「2026年 月別集計 違法件数（相談項目別）」

82人から寄せられた132件の相談件数のなかで、違法と判断される件数は37件で違法率は、28.0%という状況です。

「賃金関係」が高い数値を示しています。

2. 2026年9月の特徴的な相談

ケース1 退職届と会社都合解雇(正社員・建設業)

1. 退職手続に関する質問があつて電話しました。
2. 9月4日に退職届を出し、就業規則通りの30日前に「10月4日付で退職したい」と記入して部長に手渡しました。
3. すると9月9日の昼に、給料や現場の作業日の関係で9月15日付で退職にしてもらいたいと言われました。その時点で「有給も買取になる」と言われましたが残り日数すら教えてもらえず、話が全部口約束なので不信感があります。
4. 9月15日での退職にしてほしいと会社側から言われている件について、こちらから何か言えることはないでしょうか？
5. また、会社側の手続に不信感があるので、何かしておいた方が良いことはありますか？

ケース1 アドバイス

1. 就業規則に則って1か月前に退職届を提出しているため、退職日は10月4日と合意されています。
2. 9月15日付での退職にしたいという会社の申出に納得できない場合、同意する必要はありません。
3. 15日付で退職とされた場合は、会社都合での解雇となります。
4. ただ、これまでの経過で退職届以外が全て口頭でのやり取りですので、法的な紛争となった場合、書面での証拠が残っていません。
5. したがって、今日・明日と期限は迫っていますが、会社側と話し合いの場を設け、「9月15日の退職には同意しない」「有給の買取について単価と日数を示してほしい」ことを書面で示した方が良いでしょう。会社の手続に不信感があるとのことですので、やり取りの録音を行っても構いません。
6. なお、「会社側が折れたらどうなりますか？」との質問に対しては、退職届の通りに10月4日付で退職した場合、双方の合意があるため自己都合退職となります。
7. したがって、労基法第20条の解雇予告手当も含め、相談者にとって有利な条件で退職できるように手続を進め、また証拠も可能な限り残すようにした方が良いでしょう。

ケース2 同僚のシフトカットと今後の不安(パート・警備員)

1. 警備会社で働いています。
2. 上司である警備隊長が、会社の部長に対し新しい人を雇うと実在する労働者の仕事が減るので、絶対に雇わないでほしいと進言していました。
3. しかし、部長はその進言を無視し、新人を採用しましたので全体で一人が浮いた状態になりました。
4. その結果、やむを得ず隊長自らの有給を20日ほど使い休むことで、新人の就業日数を確保することになりました。
5. 自分はアルバイトなので被害はありませんが、その隊長の有給も10月でなくなるので、その後、自分たちの労働時間や日数を削ってくるのが考えられます。
6. 個人の有給を会社が勝手に使うのは許されるのでしょうか。
7. 今の現場は従業員5名でフルタイムが3名でパートが2名、会社全体では50名です。
8. 新人の採用は部長が行いましたが、清掃部門でも同じようなことが起きていると聞いています。

ケース2 アドバイス

1. このような場合、会社の命令で休むのであれば法的には休業補償をしなければならず、個人の有給を使うのはもってのほかと言えます。
2. パート労働者であれフルタイムであれ、法律上、労働契約の内容を一方的に改悪する行為は労働者の同意なくしてできないことになります。ですので、強行された場合は、労働条件の不利益変更に該当する違法行為になります。
3. このような場合、職場で労働組合を作りこのような横暴を許さないとして立ち上がることも可能です。
4. そのような方向で話しが進むなら今一度電話してください。

ケース3 パワハラに該当するのか(正社員・酪農)

1. 職場の上司の対応について、パワーハラスメントに該当する可能性があるのか相談したご連絡しました。
2. 最近、特定の上司から、私が業務上必要な報告や確認をしても返答がない、または聞き取れないほど小さな声でしか返答されないことが繰り返されています。
3. 一方で、その上司は他の社員とは普通に会話しています。
4. 例えば7月25日、獣医師に依頼する作業の日程について上司を含む2名に二度確認しましたが、もう1名からはそれぞれ返答があった一方、上司からは二度とも返答がありませんでした。
5. 9月28日には、獣医師が10分後に来ることを上司を含む2名に伝えたところ、上司より離れた場所にいたもう1名からは返答がありましたが、上司からは反応がありませんでした。
6. また同日、牛の治療後に柵から解放する共同作業で、私は後方、上司は前方を担当していました。前方の作業完了を確認するため声をかけましたが明確な返答や合図がなく、私が目視で作業完了を確認してから後方の縄を外しました。同様のことが2回ありました。
7. なお、上司は常にこのような態度ではなく、8月頃は通常どおり返答・会話ができていました。
8. 私自身が知らないうちに相手を不快にさせた可能性も否定できないため、パワハラだと決めつけたいわけではありません。他にも同様の出来事について日時を含めた記録があります。
9. このような状況がパワーハラスメント等に該当する可能性があるのか、第三者から見た客観的な評価を伺いたいです。
10. また、今後どのような記録を残しておくとういかに教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

ケース3 アドバイス

1. 厚生労働省が示しているパワハラの定義は、次の3要件をすべて満たすものとなっています。
2. ①優越的な関係を背景とした言動
3. 相手に逆らったり断ったりしにくい関係のもとに行われる言動
4. ②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動
5. 人格否定、侮辱、能力を否定する発言
6. ③労働者の就業環境を害する
7. 精神的苦痛で職場に行けない状態になる
8. お問合せの内容より、返答が無い、小さな声でしか返答がない、合図がないについては、業務に必要な報告や確認を無視することは、円滑な業務遂行を妨げるものであり、状況によっては、②該当する行為にもなり得ます。
9. 「他の社員とは普通に会話しています」との記載もありますが、客観的に故意の無視なのか、たまたま聞こえていなかった、業務に集中していたなどの理由も考えられることから、そのことをもって「パワハラである」と一概に判断することは難しいと考えます。また8月頃は通常どおりであったことから、慎重な取り扱いが必要と思われます。
10. 従いまして、パワハラと捉えるより、業務上のコミュニケーション不全の解消と考え、以下の行動をとられることをお勧めします。
11. 「最近、作業の合図や確認の際にお声が届いていないことがあり、不安に感じています。私の聞き取り方や声の掛け方に問題があるでしょうか」などと声をお掛けて、上司がどうとらえているかを一度確認してはいかがでしょうか。
12. 本人同士での解決が難しい場合や直接話しづらい場合は、今回の内容をハラスメントとしてではなく、確認が取れないことでの安全確保や業務上の不安として、上長や経営者へ相談されてはいかがでしょうか。
13. 何かのきっかけや、思い違い等であれば、原因がわかることで、改善することもあると思います。
14. 「パワハラ」と思う、「パワハラ」として話すことで、場合によっては、関係性を悪化することもありますので、まずは、上司がそうになっている理由を本人、または第三者から確認して、対処されてはいかがでしょうか。
15. その結果、ハラスメントに該当するようなことがありましたら、お問合せください。

ケース4 賃金未払(派遣社員・製造業)

1. 7/23より職業紹介エージェントより紹介された人材派遣会社に登録し、北海道〇〇市内にある工場で勤務しています。
2. 入社日から勤務30日間の日払い手渡しおよび振込を受ける事が出来るとありましたが、8月中旬頃から派遣会社担当者の個人的な理由で振込が滞る事が常態化し、さらにライン等で連絡しても返信が返って来る事がなくこちらからの内容を読まず既読を付けて無視される事も度々ある状態です。
3. 生活の困窮を苦慮して退職者も1ヶ月で7人となっている現状です。
4. 派遣会社担当者が会社の経費削減などの理由で派遣労働者を退職に追い込み退職時には高額な請求をする状況を目論んでいるようでなりません。
5. その事がきっかけで気持ちの面でかなりつらい状況が続く職場でも苛立つ事が増えています。

ケース4 アドバイス

1. 労働基準法第24条2項では、賃金は毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならないとされています。
2. 7月23日から働いているにもかかわらず、「8月中旬頃から振込が滞ることが常態化」していることは、給与未払いとして労働基準法24条に違反しています。
3. なお、派遣会社が「退職時には高額な請求をする状況」という問題ですが、期間の定めがある契約(派遣契約)でも、やむを得ない事由がある場合には、契約期間途中でも雇用契約を解除することができます(民法628条)。給与未払いは「やむを得ない事由」ですので、契約途中であることを理由に派遣会社が損害賠償請求をすることは通常認められません。
4. 給与未払いは深刻な法律違反ですので、証拠書類(雇用契約書やLINEのスクリーンショット等)をお持ちになり、最寄りの労働基準監督署へ通報されることをお勧めします。
5. 相談の際は、一般労働相談ではなく「給与未払いで労働基準監督官に通報したい」旨を申し出られると良いでしょう。

ケース5 上司からのパワハラと精神疾患(正社員・看護師)

1. 4月から訪問看護ステーションに勤務し始めました。
2. 最初は普通に勤務していましたが、途中から管理職Aからの言動や態度が酷く、自分だけを無視したり業務の質問に答えなかったりされました。
3. 8月31日に、業務上の問題があり先輩に指導してもらいながら対応しました。その報告をAにするために声掛けしたところ、「今日は疲れているので聞かない!」と強く言われ無視されました。これが引き金になり体調が最悪になりました。
4. 翌日9月1日から出社できない状態になり今日も休んでいます。この件を、本部に報告し休む許可も貰っています。8月初旬から医者にかかっている、最近では職場に行くとき動悸や手の震えが止まらない状態です。その症状を抑える薬を処方されていますが、31日の出来事でその薬も効かなくなっています。
5. 明日、通院日となっているので、今回のことを医者には伝えようと思っています。
6. 自分はどうしたらいいのかわからず電話してみました。

ケース5 アドバイス

1. まず、就業規則で、休職規程がどうなっているかを調べる必要があります。
2. その内容によって休職できる期間がはっきりします。
3. そのうえで、医者から診断書をもらい、それを根拠に会社に対し休職の申し出を行うといいでしょう。
4. そして、社保の休業手当金の申請を行い当面の賃金補填をするといいです。休業手当金は賃金の6割が補償される制度となっています。
5. 上司からのパワハラが原因で病気になったとするならば、労災申請をしてみるのも一つです。
6. 労基署に行きここの成り行きを説明すれば労災が通りそうかどうかのアドバイスは貰えます。申請が通りそうならすぐに申請してみるといいでしょう。
7. 労災が通れば休職中の賃金の8割の支給と医療費が免除されるので、傷病手当金より補償が手厚いです。
8. 上司の問題については、本部にパワハラの実態を正確に伝え、それが原因で休職せざるを得なくなったことを報告しておくといいと思います。

ケース6 契約外業務と退職手続(契約社員・ホテル調理員)

1. あるホテルのキッチンで働いています。
2. 入社から朝食を作る仕事をしていましたが、5月に職員が大量に退職し、その後ホール係ばかりやらされるようになりました。
3. 自分にはリウマチがあり通院しており、ホールの仕事には無理があるため出られないと訴えました。しかし、それが原因で嫌がらせを受けるようになりました。
4. 嫌がらせは、派遣会社から来ている調理員の人とホテルの直雇用の支配人的な人です。
5. その後、8月にぎっくり腰になり休みたいと伝えた以降、嫌がらせがさらに酷くなったため、マネージャーに相談し退職の意向を示しました。
6. マネージャーからは、問題を理解したうえで退職届を出すように言われており、期日はこちらが指定できると言われています。
7. 雇用契約は1年で期間は10月末までです。
8. 今現在、有給は8日間残っていますが、いつ辞めるのがいいのか迷っています。
9. 9月末に退職する旨は伝えています。
10. あと、嫌がらせをしてきた人や会社になにかの賠償を求めることはできないのでしょうか。

ケース6 アドバイス

1. 損害賠償を求めるのは極めてハードルが高いと思われるので、それはあきらめた方がいいと思います。もし仮に請求するのであれば弁護士を立て、長い時間をかけて争うことになりますので、精神的にはつらい状況が続きます。
2. 会社が退職を認めているのであれば、残っている有給休暇を消化することを含めすぐに退職届を出した方がいいのではないかと思います。
3. また、退職の事由はリウマチのため働けないということとキッチンの仕事ではないホールの業務を強制されている点も強調するといいいと思います。それが、すぐに退職する理由になり得ます。
4. 9月末日を退職日にするのであれば有給が足りない部分は欠勤扱いにしてもらい出勤をしないということも可能ですのでしっかり考え行動してください。

以上のような相談が数多く寄せられております。

働くうえで基本的知識やルールを身に着けることは重要です。自ら学ぶ方法もありますが、連合相談ダイヤルに電話頂ければ、詳しいアドバイスを受けることができます。一人で悩まず連合北海道労働相談センター(Tel0120-154-052)へお電話下さい。

2026年 雇用形態別 相談者数 月別集計

資料1

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総計	構成比
正社員	1 男	18	22	24	18	14	17	16	22	29				180	26.5%
	2 女	9	29	16	17	13	23	23	13	12				155	22.8%
契約社員	1 男	3	6	2	9	6	6		1	6				39	5.7%
	2 女	4	4	7	7	5	2	5	1	3				38	5.6%
パート	1 男	1	1		2		1		1	2				8	1.2%
	2 女	5	2	12	7	5	7	8	9	6				61	9.0%
アルバイト	1 男	4	4	8	2	11	10	7	8	1				55	8.1%
	2 女	6	5	10	8	6	11	4	6	9				65	9.6%
嘱託	1 男							1						1	0.1%
	2 女		1						1					2	0.3%
季節	1 男														
	2 女														
派遣	1 男		1		2	1		2	3	2				11	1.6%
	2 女	1	4	3	2	5	2	5	4	1				27	4.0%
求職者・他	1 男		2	3		3	2	2	2	5				19	2.8%
	2 女	3	2		2		2	1	2	6				18	2.7%
合計	1 男	26	36	37	33	35	36	28	37	45				313	46.1%
	2 女	28	47	48	43	34	47	46	36	37				366	53.9%
	合計	54	83	85	76	69	83	74	73	82				679	
相談件数	1 男	45	63	64	54	47	58	42	66	70				509	
	2 女	44	87	88	69	51	95	77	72	62				645	
	計	89	150	152	123	98	153	119	138	132				1,154	
1人当たり件数		1.65	1.81	1.79	1.62	1.42	1.84	1.61	1.89	1.61				1.70	

参考 2025年相談者数	28	44	31	33	23	45	23	30	56	47	44	42	446
参考 2025年相談件数	42	60	38	49	31	73	44	52	80	74	71	54	668

2026年9月 相談件数（雇用形態別）

資料 2

		1 正社員		2 契約社員		3 パート		4 アルバイト		5 嘱託		6 季節		7 派遣		8 求職者・他		合計			構成比
		1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	男女計	
労働 組合 関係	11 結成・運営・加盟	1																1		1	0.8%
	12 不当労働行為																				
	13 労使関係																				
	14 その他 組合																				
	15 組合加入・脱退																				
小計		1																1		1	0.8%
労働 契約 関係	21 就業規則・雇用契約	1			1			1						1		1		4	1	5	3.8%
	22 雇用形態			1														1		1	0.8%
	23 配転・出向・転籍			1														1		1	0.8%
	24 その他 契約	1			1			1								1	1	2	3	5	3.8%
	25 一方的身分変更																				
小計		2		2	2			1	1					1		2	1	8	4	12	9.1%
賃金 関係	31 月例賃金未払・控除	1		1				1	4					1				4	4	8	6.1%
	32 不払残業・割増賃金	2														3		2	3	5	3.8%
	33 一時金・諸手当																				
	34 最低賃金															1		1		1	0.8%
	35 その他 賃金	1	2	1										1		1		4	2	6	4.5%
小計		4	2	2				1	4					2		2	3	11	9	20	15.2%
労働 時間 関係	41 週40時間・長時間労働	1	1															1	1	2	1.5%
	42 休日・休憩		1					1	1							1		2	2	4	3.0%
	43 年次有給休暇	1	2		1	1	1		2									2	6	8	6.1%
	44 その他 労働時間	1	1					1										1	2	3	2.3%
	45 労働時間延長・短縮																				
小計		3	5		1	1	1	1	4							1		6	11	17	12.9%
雇用 関係	51 解雇・退職強要・契約打ち	2	1				1									3		2	5	7	5.3%
	52 合理化・倒産・閉鎖問題		2																2	2	1.5%
	53 解雇予告手当																				
	54 休業補償																				
	55 その他 雇用	1	1					1										1	2	3	2.3%
小計		3	4				1		1							3		3	9	12	9.1%
退職 関係	61 定年問題																				
	62 退職金・退職手続	4	1			1	4	1	2									6	7	13	9.8%
	63 再雇用問題																				
	64 その他 退職																				
小計		4	1			1	4	1	2									6	7	13	9.8%
保険・ 税	71 雇用・労災																				
	72 健保・年金	1														3		4		4	3.0%
	73 税金問題																				
	74 その他 保険・税							1											1	1	0.8%
小計		1						1								3		4	1	5	3.8%
労働 安全 衛生	81 労働災害		1																1	1	0.8%
	82 職業病																				
	83 安全衛生	3	1	1			1											4	2	6	4.5%
	84 その他 安全衛生	1	1															1	1	2	1.5%
	85 P T S D																				
小計		4	3	1			1											5	4	9	6.8%
差別 等	91 男女差別																				
	92 女性保護																				
	93 セクハラ																				
	94 嫌がらせ・パワハラ	16	6	1	1		2		3							1	1	18	13	31	23.5%
	95 その他 差別	1																1		1	0.8%
小計		17	6	1	1		2		3							1	1	19	13	32	24.2%
その他	991 経営問題・労務管理		1	1														1	1	2	1.5%
	992 上記以外	5		1			1							1		1		6	3	9	6.8%
	993 職業紹介・求人																				
小計		5	1	2			1							1		1		7	4	11	8.3%
合計		44	22	8	4	2	10	4	16					3	1	9	9	70	62	132	100.0%

1月	31	15	6	6	2	8	6	8					2		5	45	44	89	8.71%	
2月	39	58	11	5	2	2	5	9		3			3	7	3	63	87	150	14.68%	
3月	46	33	2	10		24	12	16					5	4		64	88	152	14.87%	
4月	32	29	13	10	3	13	3	11					3	4		2	54	69	123	12.04%
5月	19	17	8	7		8	14	10					2	9	4		47	51	98	9.59%
6月	29	53	10	5	1	11	15	21					3	3	2	58	95	153	14.97%	
7月	24	39		9		14	9	5	2				3	9	4	1	42	77	119	11.64%
8月	39	28	4	2	1	19	15	10		2			4	6	3	5	66	72	138	13.50%
9月																				
10月																				
11月																				
12月																				
合計	259	272	54	54	9	99	79	90	2	5			15	45	21	18	439	583	1,022	100.00%

	1 正社員	2 契約社員	3 パート	4 アルバイト	5 嘱託	6 季節	7 派遣	8 求職者・他
業種別相談件数（年計）	531	108	108	169	7		60	39
業種別相談数年間比率	52.0%	10.6%	10.6%	16.5%	0.7%		5.9%	3.8%

2026年9月 相談者数（雇用形態・男女・業種別）

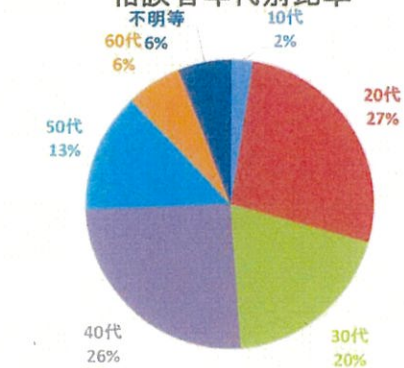
資料3

業態別雇用形態相談人数																			
	正社員		契約社員		パート		アルバイト		嘱託		季節		派遣		求職者・他		全雇用計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男女計
A 農林水産業	2		1				1										3	1	4
B 鉱業・碎石業																			
C 建設・設計・重機業	4	1															4	1	5
D 食品製造業															3			3	3
E その他製造業							1					1					1	1	2
F エネルギー・水道業	1		1														2		2
G 通信・報道・IT業	2		1														3		3
H 交通業																			
I 陸運・倉庫業	2																2		2
J 卸・小売・飲食業	3	2				1	1	4									4	7	11
k 商品斡旋・リース業																			
L 金融・保険業																			
M 不動産業																			
N 医療・保健・医薬品業		3					1											4	4
O 社会福祉・介護業	3	4	1			2									2		4	8	12
P ビル管理・警備業																			
Q 労働派遣業																			
R 教育・学習支援業	1																1		1
S 会計・行政・法律事務所																			
T 宿泊・娯楽業	3			2		1									1		4	3	7
U 複合サービス業																			
V その他サービス業	6	2		1	1	2	1					1					8	6	14
W 廃棄物処理業																			
X 公務・公共サービス	1		1														2		2
Y 分類不能・その他	1		1		1		1					1		4	1		7	3	10
総計	29	12	6	3	2	6	1	9					2	1	5	6	45	37	82
相談件数	44	22	8	4	2	10	4	16					3	1	9	9	70	62	132
一人当たり件数(男女別)	1.52	1.83	1.33	1.33	1.00	1.67	4.00	1.78					1.50	1.00	1.80	1.50	1.56	1.68	1.61
一人当たり件数(男女計)	1.61		1.33		1.50		2.00						1.33		1.64		1.61		

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総計	構成比
A 農林水産業	1	2		1		1	5		4				14	2.3%
2025年				1	3	3							7	—
B 鉱業・採石業														—
2025年														—
C 建設・設計・重機業	3	5	6	2	5	3	4	2	5				35	5.7%
2025年	2	1		3	1	5	1		1				14	—
D 食品製造業		2		3	1	3	3		3				15	2.4%
2025年	1	1				2			1				5	—
E その他製造業		1	3	2		3	2		2				13	2.1%
2025年	1	1		1		2	1						6	—
F エネルギー・水道業	1						1		2				4	0.6%
2025年						1							1	—
G 通信・報道・IT業		1		3			3		3				10	1.6%
2025年	1			1	1			1	2				6	—
H 交通業	2			1	1	3			1				8	1.3%
2025年	1	1			1	1	1	1					6	—
I 陸運・倉庫業		2	3	4	2	3	2	2	2				20	3.2%
2025年	2	1	3	2	2	1		2					13	—
J 卸・小売・飲食業	8	10	15	3	15	14	7		11				83	13.5%
2025年	1	4	5	9		8	7	4	11				49	—
k 商品転換・リース業		1											1	0.2%
2025年														—
L 金融・保険業						1							1	0.2%
2025年		1					1						2	—
M 不動産業			1										1	0.2%
2025年			1			2	1	1					5	—
N 医療・保健・医薬品業	1	6	7	4	7	8	9	2	4				48	7.8%
2025年	7		7	4	4	2			7				31	—
O 社会福祉・介護業	4	7	11	17	8	4	16	2	12				81	13.1%
2025年	8	3	3	3	5	8	6	5	4				45	—
P ビル管理・警備業		3	1	2									6	1.0%
2025年	1	2	3	1	1	1		1	2				12	—
Q 労働派遣業														—
2025年														—
R 教育・学習支援業	1	4	3	1		2			1				12	1.9%
2025年			1		1		1						3	—
S 会計・行政・法律事務所														—
2025年									1				1	—
T 宿泊・娯楽業	3			2	1	3	1		7				17	2.8%
2025年	1		1	1			1		3				7	—
U 複合サービス業	2												2	0.3%
2025年		1											1	—
V その他サービス業	9	9	9	9	5	11	8	1	14				75	12.2%
2025年	1	7	5	3		5	4	6	3				34	—
W 廃棄物処理業				1		1							2	0.3%
2025年						2							2	—
X 公務・公共サービス	1	2	2		2	4	3		2				16	2.6%
2025年	1			1	1								3	—
Y 分類不能・その他	18	28	24	21	22	19	10	1	10				153	24.8%
2025年	4		2	3	3	5	1	9	20				47	—
総計	54	83	85	76	69	83	74	10	83				617	100.0%

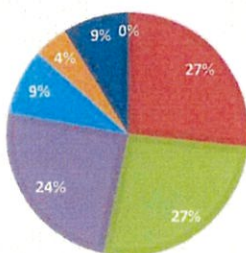
		A 農 林 水 産 業	B 鉱 業・ 砂 石 業	C 建 設・ 設 計・ 重 機 業	D 食 品 製 造 業	E そ の 他 製 造 業	F エ ネ ル ギ ー・ 水 道 業	G 通 信・ 報 道・ I T 業	H 交 通 業	I 陸 運・ 倉 庫 業	J 卸・ 小 売・ 飲 食 業	K 商 品 韓 旋・ リ ー ス 業	L 金 融・ 保 険 業	M 不 動 産 業	N 医 療・ 保 健・ 医 薬 品 業	O 社 会 福 祉・ 介 護 業	P ビ ル 管 理・ 設 備 業	Q 労 働 派 遣 業	R 教 育・ 学 習 支 援 業	S 会 計・ 行 政・ 法 律 事 務 所	T 宿 泊・ 娯 楽 業	U 複 合 サ ー ビ ス 業	V そ の 他 サ ー ビ ス 業	W 廃 棄 物 処 理 業	X 公 務・ 公 共 サ ー ビ ス	Y 分 類 不 能・ そ の 他	総 計	構 成 比		
合計	11 結成・運営・加盟										1																1	0.8%		
	12 不当労働行為																													
	13 労使関係																													
	14 その他 組合																													
	15 組合加入・脱退																													
	労働組合関係										1																	1	0.8%	
	21 就業規則・雇用契約										1					1						1		2				5	3.8%	
	22 雇用形態							1																				1	0.8%	
	23 配転・出向・転籍																								1			1	0.8%	
	24 その他 契約										1	1										2					1	5	3.8%	
	25 一方的身分変更																													
	26 派遣・人夫貸し																													
	労働契約関係								1		1	2				1						3		2		1	1	12	9.1%	
	31 月例賃金未払・控除	2				1		1			3													1				8	6.1%	
	32 不払残業・割増賃金				3						1													1				5	3.8%	
	33 一時金・諸手当																													
	34 最低賃金																					1						1	0.8%	
	35 その他 賃金							1								2						1		2				6	4.5%	
	36 賃上げ・賃下げ																													
	賃金関係	2			3	1		2		1	3					2						2		4				20	15.2%	
	41 週40時間・長時間労働										1					1												2	1.5%	
	42 休日・休憩										2					1						1						4	3.0%	
	43 年次有給休暇			1							2					2						1		1		1	8	6.1%		
	44 その他 労働時間															2								1				3	2.3%	
	45 労働時間延長・短縮																													
	労働時間関係			1							5					6						2		2			1	17	12.9%	
	51 解雇・退職強要・契約打ち切			1	3			1			2																	7	5.3%	
	52 合理化・倒産・閉鎖問題										2																	2	1.5%	
	53 解雇予告手当																													
	54 休業補償																													
	55 その他 雇用															2								1				3	2.3%	
	雇用関係			1	3			1			4				2									1				12	9.1%	
	61 定年問題																													
	62 退職金・退職手続	1		1							3					2			1		1		2				2	13	9.8%	
	63 再雇用問題																													
	64 その他 退職																													
	退職関係	1		1							3					2				1		1		2			2	13	9.8%	
	71 雇用・労災																													
	72 健保・年金																						1				3	4	3.0%	
	73 税金問題																													
	74 その他 保険・税						1																					1	0.8%	
	保険・税						1																	1				3	5	3.8%
	81 労働災害															1													1	0.8%
	82 職業病																													
	83 安全衛生							1				1					3							1				6	4.5%	
	84 その他 安全衛生															1								1				2	1.5%	
	85 PTSD																													
	労働安全衛生							1				1				2	3							2				9	6.8%	
	91 男女差別																													
	92 女性保護																													
	93 セクハラ																													
	94 嫌がらせ・パワハラ	1		2				1	1		2	3				3	6					3		6		2	1	31	23.5%	
	95 その他 差別																							1				1	0.8%	
	差別等	1		2				1	1		2	3				3	6					3		7		2	1	32	24.2%	
	# 経営問題・労務管理								1															1				2	1.5%	
	# 上記以外				1												2						2		1			3	9	6.8%
	# 職業紹介・求人																													
	その他			1					1								2						2		2			3	11	8.3%
合計	9月相談件数	4		6	6	2	2	6		4	22				7	22				1		13		23		3	11	132	100.0%	
	9月相談者数	4		5	3	2	2	3		2	11				4	12				1		7		14		2	10	82		
	1人当たり相談件数	1.00		1.20	2.00	1.00	1.00	2.00		2.00	2.00			1.75	1.83				1.00		1.86		1.64		1.50	1.10	1.61			
	違反件数	2		1	3	1		3			10				5							6		5			1	37		
	違反率	50.0%		16.7%	50.0%	50.0%		50.0%			45.5%				22.7%							46.2%		21.7%			9.1%	28.0%		

相談者年代別比率

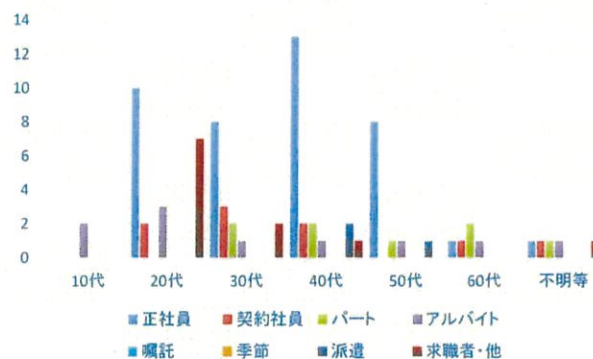


男性年代別比率

10代 20代 30代 40代 50代 60代 不明等

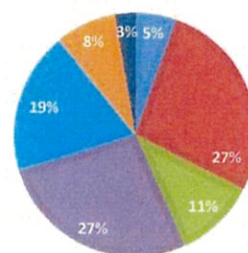


年代別雇用形態構成

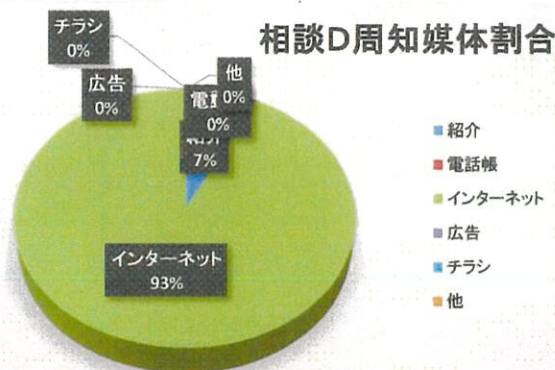


女性年代別比率

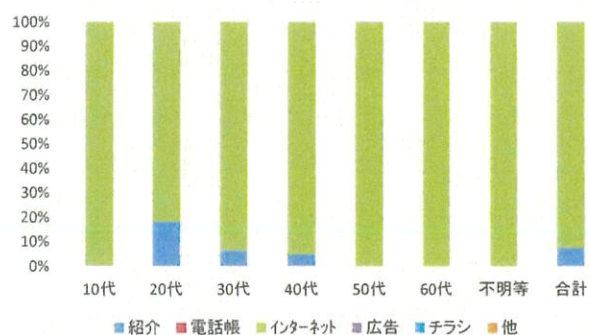
10代 20代 30代 40代 50代 60代 不明等



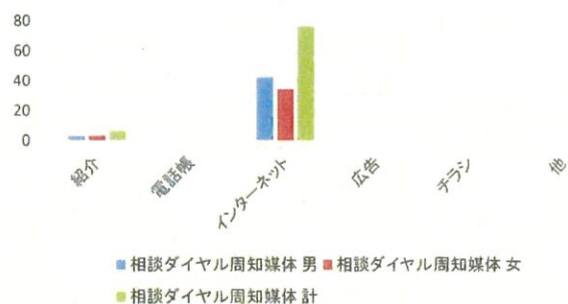
相談ダイヤル周知媒体集計



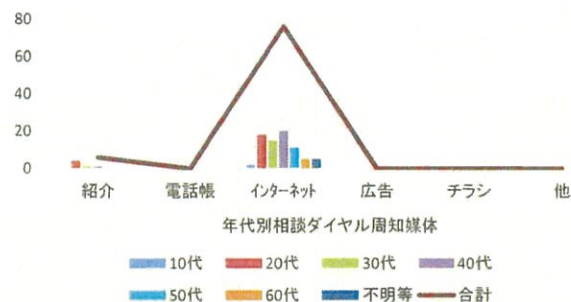
年代別相談D周知媒体



男女別相談ダイヤル周知媒体(実数)



年代別相談ダイヤル周知媒体(実数)



	1 正社員		2 契約		3 パート		4 アルバイト		5 嘱託		6 季節		7 派遣		8 求職者・他		合計		総計	構成比
	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女		
11 結成・運営・加盟																				
12 不当労働行為																				
13 労使関係																				
14 その他 組合																				
15 組合加入・脱退																				
労働組合関係																				
21 就業規則・雇用契約															1		1		1	2.7%
22 雇用形態																				
23 配転・出向・転籍																				
24 その他 契約				1				1							1		1	2	3	8.1%
25 一方的身分変更																				
26 派遣・人夫貸し																				
労働契約関係				1				1							2		2	2	4	10.8%
31 月例賃金未払・控除			1				1	4					1				3	4	7	18.9%
32 不払残業・割増賃金	1															3	1	3	4	10.8%
33 一時金・諸手当																				
34 最低賃金															1		1		1	2.7%
35 その他 賃金	1	2													1		2	2	4	10.8%
36 賃上げ・賃下げ																				
賃金関係	2	2	1				1	4					1		2	3	7	9	16	43.2%
41 週40時間・長時間労働																				
42 休日・休憩		1					1	1							1		2	2	4	10.8%
43 年次有給休暇								2										2	2	5.4%
44 その他 労働時間	1																1		1	2.7%
45 労働時間延長・短縮																				
労働時間関係	1	1					1	3							1		3	4	7	18.9%
51 解雇・退職強要・契約打ち切	2	1			1												2	2	4	10.8%
52 合理化・倒産・閉鎖問題		1																1	1	2.7%
53 解雇予告手当																				
54 休業補償																				
55 その他 雇用																				
雇用関係	2	2			1												2	3	5	13.5%
61 定年問題																				
62 退職金・退職手続		1																1	1	2.7%
63 再雇用問題																				
64 その他 退職																				
退職関係		1																1	1	2.7%
71 雇用・労災																				
72 健保・年金	1																1		1	2.7%
73 税金問題																				
74 その他 保険・税																				
保険・税	1																1		1	2.7%
81 労働災害																				
82 職業病																				
83 安全衛生	2																2		2	5.4%
84 その他 安全衛生																				
85 PTSD																				
労働安全衛生	2																2		2	5.4%
91 男女差別																				
92 女性保護																				
93 セクハラ																				
94 嫌がらせ・パワハラ	1																1		1	2.7%
95 その他 差別																				
差別等	1																1		1	2.7%
991 経営問題・労務管理																				
992 上記以外																				
993 職業紹介・求人																				
その他																				
違反合計	9	6	1	1		1	2	8					1		5	3	18	19	37	100.0%
相談件数	44	22	8	4	2	10	4	16					3	1	9	9	70	62	132	
違反率	20.5%	27.3%	12.5%	25.0%		10.0%	50.0%	50.0%					33.3%		55.6%	33.3%	25.7%	30.6%	28.0%	
	22.7%		16.7%		8.3%		50.0%						25.0%		44.4%		28.0%			

[illegible]

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総計	構成比
11 結成・運営・加盟														
12 不当労働行為				1									1	0.2%
13 労使関係														
14 その他 組合		1											1	0.2%
15 組合加入脱退														
労働組合関係		1		1									2	0.5%
21 就業規則・雇用契約	3	5	3	5	4	6	1	4	1				32	7.3%
22 雇用形態		1			1								2	0.5%
23 配転・出向・転籍		2											2	0.5%
24 その他 契約	4	3	2	2	1	2	5	2	3				24	5.5%
25 一方的身分変更														
26 派遣・人夫貸し														
労働契約関係	7	11	5	7	6	8	6	6	4				60	13.8%
31 月例賃金未払・控除	1	3	2	4	1	2	2	5	7				27	6.2%
32 不払残業・割増賃金	5	6	4	5	5	4	5	4	4				42	9.6%
33 一時金・諸手当							1						1	0.2%
34 最低賃金		3	1	1				1	1				7	1.6%
35 その他 賃金	2	5	4	2	1	7	4	2	4				31	7.1%
36 賃上げ・賃下げ		2											2	0.5%
賃金関係	8	19	11	12	7	13	12	12	16				110	25.2%
41 週40時間・長時間労働	3	1	1			1							6	1.4%
42 休日・休暇	5	4	4	1	5	5	2	3	4				33	7.6%
43 年次有給休暇	1	2	3	1	2	2	3	6	2				22	5.0%
44 その他 労働時間	1	2	1			3		2	1				10	2.3%
45 労働時間延長・短縮														
労働時間関係	10	9	9	2	7	11	5	11	7				71	16.3%
51 解雇・退職強要・契約打ち切	5	2	6	5	8	7	5	2	4				44	10.1%
52 合理化・倒産・閉鎖問題									1				1	0.2%
53 解雇予告手当			2	1			1						4	0.9%
54 休業補償			2			2							4	0.9%
55 その他 雇用		1	1										2	0.5%
雇用関係	5	3	11	6	8	9	6	2	5				55	12.6%
61 定年問題														
62 退職金・退職手続	2	6		1					1				10	2.3%
63 再雇用問題		1											1	0.2%
64 その他 退職		1											1	0.2%
退職関係	2	8		1					1				12	2.8%
71 雇用保険・労災保険				1		1		1					3	0.7%
72 健康保険・厚生年金		1			1	1		2	1				6	1.4%
73 税金問題														
74 その他 保険・税														
保険・税		1		1	1	2		3	1				9	2.1%
81 労働災害		1											1	0.2%
82 職業病														
83 安全衛生	1	3	2	1	2		1	4	2				16	3.7%
84 その他 安全衛生		2					1						3	0.7%
85 PTSD														
労働安全衛生	1	6	2	1	2		2	4	2				20	4.6%
91 男女差別		1											1	0.2%
92 女性保護	1					1							2	0.5%
93 セクハラ		2	2	1	1		2	1					9	2.1%
94 嫌がらせ・パワハラ	7	16	8	7	2	11	8	5	1				65	14.9%
95 その他 差別	1	1	1	2		2							7	1.6%
差別等	9	20	11	10	3	14	10	6	1				84	19.3%
991 経営問題・労務管理														
992 上記以外	3	3	1	2	1		2	1					13	3.0%
993 職業紹介・求人														
その他	3	3	1	2	1		2	1					13	3.0%
合計	45	81	50	43	35	57	43	45	37				436	100.0%
相談件数	89	150	152	123	98	153	119	138	132				1,154	
違法率	50.6%	54.0%	32.9%	35.0%	35.7%	37.3%	36.1%	32.6%	28.0%				###	
相談者数	54	83	85	76	69	83	74	73	82				679	
1人当たり件数	1.65	1.81	1.79	1.62	1.42	1.84	1.61	1.89	1.61				1.70	
参考 2025年違反相談件数	17	16	8	18	9	32	20	25	28	34	25	10	242	